被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

令和元年台風第19号により甚大な被害を受けた本市は、これまで2015年関東・東北豪雨、2011年東日本大震災、2008年岩手・宮城内陸地震と、ここ10年で幾度も大規模な自然災害を経験し、復旧・復興を成し遂げている。こうした中、被災した住民の生活再建を支援していく制度を拡充することは、喫緊の課題である。

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給する被災者生活再建支援法は、1998年5月に成立し、1999年から適用が開始された。これまで、2004年、2007年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られ、おおむね現行制度に至っている。

しかしながら、同一の災害で被災したにもかかわらず、災害規模の要件が 当てはまらず適用対象外となり被災者間に不均衡が生じている事例や、住宅 の建設・購入・補修費など多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額で は不十分といった問題など、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が 浮き彫りとなっている。

被災した住民の生活再建のためには、特に住宅再建に対する手厚い支援が 求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、 国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げ、被災者生活再建支援金全体の最高額を300万円から500万円に引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被 災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を2分の1から3分の2に引き 上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措 置(起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%)を講じること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上のとおり、地方自治法99条の規定により、意見書を提出いたします

令和2年3月16日

宮城県大崎市議会議長 佐 藤 和 好

内閣総理大臣 務 大 臣 財 総 務 大 臣 内閣府特命担当大臣 (防災担当) 内 閣 官 房 長 官 衆 議 院 議 長 院 長 参 議 議

殿